

平成29年第5回太良町議会（定例会第4回）会議録（第4日）						
招集年月日	平成29年12月8日					
招集の場所	太良町議会議場					
開閉会日時及び宣告	開議	平成29年12月15日	9時30分	議長	坂口久信	
	閉会	平成29年12月15日	11時46分	議長	坂口久信	
応（不応） 招議員及び 出席並びに 欠席議員 出席11名 欠席0名	議席番号	氏名	出席等の別	議席番号	氏名	出席等の別
	1番	待永 るい子	出	7番	平古場 公子	出
	2番	竹下 泰信	出	8番	川下 武則	出
	3番	田川 浩	出	9番	久保 繁幸	出
	4番	坂口 久信	出	10番	末次 利男	出
	5番	江口 孝二	出	11番	下平 力人	出
	6番	所賀 廣	出			
会議録署名議員	1番	待永 るい子	2番	竹下 泰信	3番	田川 浩
職務のため議場に出席した者の職氏名	(事務局長)		(書記)			
	西村 芳幸		福田 嘉彦			
地方自治法 第121条に より説明の ため出席 した者の 職氏名	町長	岩島 正昭	環境水道課長	峰下 徹		
	副町長	永淵 孝幸	農林水産課長	永石 弘之伸		
	教育長	松尾 雅晴	税務課長	藤木 修		
	総務課長	川崎 義秋	建設課長	浦川 豊喜		
	財政課長	西村 正史	会計管理者	大岡 利昭		
	企画商工課長	田中 久秋	学校教育課長	津岡 徳康		
	町民福祉課長	田中 照海	社会教育課長	野口 士郎		
	健康増進課保険係長	羽鶴 修一	太良病院事務係長	中野 浩輔		
健康増進課健康づくり係長	山崎 清美					
議事日程	別紙のとおり					
会議に付した事件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

平成29年12月15日（金）議事日程

開 議（午前9時30分）

- 日程第1 議案第65号 専決処分事項の承認を求めることについて
- 日程第2 議案第66号 太良町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第3 議案第67号 太良町議会議員の議員報酬及び費用弁償等支給条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第4 議案第68号 町長等の諸給与条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第5 議案第69号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第6 議案第70号 太良町営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第7 議案第71号 指定管理者の指定について
- 日程第8 議案第72号 指定管理者の指定について
- 日程第9 議案第73号 町道の一部廃止について
- 日程第10 議案第74号 町道の一部廃止について
- 日程第11 議案第75号 平成29年度太良町一般会計補正予算（第4号）について
- 日程第12 議案第76号 平成29年度太良町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第13 議案第77号 平成29年度太良町漁業集落排水特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第14 議案第78号 平成29年度太良町簡易水道特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第15 議案第79号 平成29年度太良町水道事業会計補正予算（第3号）について
- 日程第16 閉会中の付託事件について

午前9時30分 開議

○議長（坂口久信君）

それでは、皆さんおはようございます。

定足数に達しておりますので、議会は成立をいたします。

ただいまから本日の議事を開きます。

本日の議事をお手元に配付しております議事日程表のとおり進めます。

日程第1 議案第65号

○議長（坂口久信君）

日程第1. 議案第65号 専決処分事項の承認を求めることについてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

○9番（久保繁幸君）

今回から投票が18歳からということになったんですが、本町の18歳からの投票率等々ほどのようになったか、それで全体的に投票率がどのような変化をしてるのか、多かったのか少なかったのか、その辺からお伺いいたします。

○総務課長（川崎義秋君）

お答えします。

本町の18、19歳につきましては投票率が51.95%となっております。全体的には投票率が68.24%ということで、県内の1区と2区合わせた20市町の中ではトップとなっております。

以上です。

○9番（久保繁幸君）

それ、19歳までの人が51.95、これのどういうふうな指導をなされたのか、今回、指導というか投票に行かれるような同行されるように御指導なされたのか、その辺はいかがでしょうか。

○総務課長（川崎義秋君）

お答えします。

太良高校のほうにちょっとそういった投票関係の広報といいますか、そういったことで出向いておりますけど、ほかには特に行っておりません。

○9番（久保繁幸君）

それでは、全体的に68.24%というふうな今お答えがあったんですが、年齢的にどの層が一番投票率がよくて、どの年齢層が一番悪かったのか、それと男女別にはどのような、その辺わかったら教えていただければと思いますが。

○総務課長（川崎義秋君）

お答えします。

投票率が一番高い年代は70歳から74歳まで、この投票率が85.12%ということになっておりまして一番高くなっております。男女別につきましては65歳から69歳までが女性が投票率が一番高くなっております。男性につきましては70歳から74歳といった年代が一番高くなっております。

以上です。

○議長（坂口久信君）

ほかに。

○10番（末次利男君）

4ページの件ですけれども、繰入金の900万円ですね、これは漂着ごみの処分の問題で計

上されておりますけれども、財政調整基金から900万円ということですが、この積算の根拠ですね、ごみの回収費用もあろうし、いわゆる仮設置場に置く、それから仮設置場から最終処分場に運搬して処分をするということですが、この900万円の根拠というのはどのような積算のもとに立てられたんですか。

○農林水産課長（永石弘之伸君）

お答えいたします。

ごみ処理に対する900万円の費用ということでございますけれども、発生数量を900立米というようなことで想定をしております。それで、県等が処理を行っております費用、立米当たり1万円というようなことで、それを掛けまして900万円というようなことで想定をしておるところでございます。

以上です。

○10番（末次利男君）

大体立米1万円が900立米の900万円ということでございますけれども、この処分方法、どこでどういう処分をされるのかお尋ねします。

○農林水産課長（永石弘之伸君）

お答えいたします。

町のほうから処分を委託する先といたしましては太良町建設業協会のほうに委託を行っております。それで、そこから最終的に処分をされる場所といたしましては、唐津のほうにあります株式会社鶴松造園建設のほうで処理をお願いされるというようなことで聞いておるところでございます。

以上でございます。（「方法、どぎゃん方法で処分するとね、埋設ね、焼却ね」と呼ぶ者あり）

これについては、処分の方法ということですが、ここがそういう産廃、一般廃棄物の処理を行われているところでございます。木材、またそれ以外のタイヤ等々発生するかと思います。そういう中で処分の方法それぞれによって適宜処理をしていただくというようなことで、こちらのほうから持っていくというような形でのお願いということになります。

以上でございます。

○10番（末次利男君）

あと財源の措置ですね、財源の措置についてお尋ねしますけれども、一般会計の補正予算の第4号の11ページにはいろいろ10分の8とか2分の1で水産業の補助金が出ておりますけれども、ここで財政調整基金で対応するということでもありますけれども、これはこういう漂着ごみの処理というのはいずれにしても市町村が管理するところであるということになっているのか、それとそうであるとすれば、これまさしく天災なんですよ、天災で昔言われた島原大変肥後迷惑という感じで、要するに二次災害的なこの漂着ごみの清掃になるというふ

うに思いますけれども、この地先の管理をするということについてこの交付税対象の基準財政需要額にこれは組み入れられているのかどうか、これはしょっちゅう、5年前もそういうこともありましたが、毎年あるわけでもありませんけれども、そのような国の財政措置があるのかないのか、この辺についてもお尋ねいたします。

○財政課長（西村正史君）

お答えいたします。

まず、この専決に対する財源ということで、今現在財政調整交付金で調整をしております。もちろん先ほど言われたように補助金があるということですが、この補助金が県の11月議会のほうで計上されたといった関係で、この専決のときには基金のほうで調整しているというふうな状況でございます。

それで、もう一つの災害に対する交付税状況ということですが、この災害については特別交付税のほうで算定されるというふうになります。

以上でございます。

○8番（川下武則君）

今、財源の内訳とか、そういう部分は大体わかったんですけど、実は建設協会のほうが非常に困ったのが、区域が町といいますか、県から言われてここからここまでに漂着している分は県のほうで処分するんでということで県の協会のほうから言われてされて、次の日になったらまた風向きで何回となく漁港のほうに入ったり外に出たり、それを繰り返しながら10日も15日もかかって漂着ごみを処分したんですけど、そこら辺の県との連帯といいますか、ここは町に分だから町がするとか、ここは県の部分だから県がするとか、そういうのはこういう災害の場合は一緒になってやってもらうほうが一番いいかと思うんですけど、そこら辺はいかがでしょうか。

○農林水産課長（永石弘之伸君）

お答えいたします。

今、議員がおっしゃられるように、この漂着物については自然の状況によって大きく左右される部分がございます。よって、きょうはここに漂着しておっても次の日は移動するというような形になります。しかしながら、管理する区域が県で担当する部分、町が担当する部分というような形で分かれております関係上、どうしてもこういう形にしなければいけないというようなことが発生いたします。いろいろ会議等々もあっておりますけれども、その席においても一体的に迅速な対応ができるようにどうにかならないかというようなお話はしておるところですけれども、今の状況におきましてはこのような形で処理することが一番適宜な方法かなというようなことで思っておるところでございます。

○8番（川下武則君）

実は、漁業者の方からプロペラーですね、プロペラーをやりかけたとか、かじを曲げたと

か、そういう、国と県と町とのそうやって区分分けはいいんだけど、流れてる漂着物は、これは太良町のほうに行こうとか県のほうに行こうとかっていって動いてるわけじゃなくて、自然の流れの中でしてるもんですから、一日も早く片づけてもらいたいという要望があって、そうやって建設協会のほうではされたんですけど、それにしても時間がかかり過ぎるといいですか、そういう部分があったもんですから、そこら辺は漁業者の身になって漂着物の片づけといいですか、撤去といいですか、そういう部分はすべきじゃないかなと思うんですけど、そこら辺は県のほうにも強く言ってもらいたいなあというふうに考えますけど、どうでしょうか。

○農林水産課長（永石弘之伸君）

お答えいたします。

今、議員がおっしゃられたように、いろいろな担当というようなところの隔たりもございませけれども、それについてもこういう災害等におきましては迅速な対応が必要かと思っておりますので、いろいろな会議等においてもその旨を伝えながら、一番いい対応の方法をお互いに共有できるような形でのそういう対応ができるように話はさせていただきたいと思っております。

以上です。

○5番（江口孝二君）

7ページの歳出のところで職員手当の296万1,000円ですかね、その分について職員さんの延べ人数と延べ時間ですね、それでできれば期日前の日に何人、投票日に5カ所ですかね、の分は何人というふうになんてちょっと詳細にお尋ねします。

○総務課長（川崎義秋君）

お答えします。

職員手当の296万1,000円のうち時間外勤務手当286万2,000円につきましては、投票日の投票事務、開票事務、それと期日前、そして選管の職員も含めたところで延べ108人、時間にしますと1,308時間で積算しております。期日前投票につきましては、11日間の投票期間でありましたが、選管の職員3名、それとほかに2名ということで、一応この5人の中でちょっとローテーションを組みまして期日前投票に当たっております。

以上です。

○議長（坂口久信君）

ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決をいたします。

議案第65号 専決処分事項の承認を求めることについて、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

起立全員。よって、本案は原案どおり承認することに決定いたしました。

日程第2 議案第66号

○議長（坂口久信君）

日程第2．議案第66号 太良町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

○1番（待永るい子君）

対象の範囲をどのように広がったのか、条例がありますけれども、ちょっとわかりにくいので、簡単に説明をしていただきたいと思います。

○総務課長（川崎義秋君）

お答えします。

これまでは育児休業の対象となる子については実子と養子と、この範囲に限られておりましたが、改正によりまして特別養子縁組を請求した職員が現に監護をしている場合の監護期間中の子についても対象となると、それともう一つは養子縁組里親である職員に委託されている児童と、これの2点が法律により拡大されました。そのほかに条例で定める者ということに規定されておりますので、条例においてこれらに準ずる者としてである職員に委託されている児童、これは要保護児童について職員が養育里親になって養育している場合の児童と、いったこの3つの子の範囲が加えられたものであります。

以上です。

○議長（坂口久信君）

ほかに。

○9番（久保繁幸君）

それでは、これは何歳までこれは育児休業をとられるのか、もう中学、高校、その辺までの年のところまでとれるのか、決まっておりますか。

○総務課長（川崎義秋君）

お答えします。

育児休業につきましては、子が3歳に達するまでということになっております。

以上です。

○9番（久保繁幸君）

それでは、その3歳まで、最長何日まで休業とれるようになるわけですかね。

○総務課長（川崎義秋君）

最長といいますか、子が3歳に達するまでとなっております、男性の場合は出産の日からとなっておりますので、出産の日から3歳に達するまで、3年間ですね、女性の場合は出産後の産後休暇がありますので、産後休暇の終了した日の翌日から3歳に達するまでといったことになっております。ただし、原則として取得できる期間は、期間といいますか回数は1回になっております。特別の事情があつて例外もありますけど、原則として1回までというふうになっております。

以上です。

○9番（久保繁幸君）

それと、ちょっと勉強すればわかるんですけど、育児短時間勤務とはどういうふうな意味でしょうか。

○総務課長（川崎義秋君）

お答えします。

育児短時間勤務と申しますのは、1日の勤務時間を平日月曜日から金曜日までですけど19時間と25分あるいは19時間35分あるいは23時間15分、そして24時間35分といったこの範囲内で4つの時間帯でとれるというのが育児短時間勤務であります。

以上です。

○2番（竹下泰信君）

育児休業について説明がありましたけれども、太良町職員の実際これまでとられた実績あたりはいかがでしょうか、過去3年ほどぐらい、とられてる。

○総務課長（川崎義秋君）

お答えします。

現在、2名育児休業中の職員がおります。3年間になりますと、ほかにも1人か2人はおつたと思います。ちょっとそこは把握しておりませんが、現在は2名が育児休業中でありま

○2番（竹下泰信君）

全員女性ということですかね、男性の方もいらっしゃいますかね。

○総務課長（川崎義秋君）

お答えします。

全員女性です。

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決いたします。

議案第66号 太良町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、
本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

起立全員。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第3 議案第67号

○議長（坂口久信君）

日程第3. 議案第67号 太良町議会議員の議員報酬及び費用弁償等支給条例の一部を改正
する条例の制定についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決をいたします。

議案第67号 太良町議会議員の議員報酬及び費用弁償等支給条例の一部を改正する条例の
制定について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

起立全員。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第4 議案第68号

○議長（坂口久信君）

日程第4. 議案第68号 町長等の諸給与条例の一部を改正する条例の制定についてを議題
といたします。

質疑の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決いたします。

議案第68号 町長等の諸給与条例の一部を改正する条例の制定について、本案に賛成の課方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

起立全員。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第5 議案第69号

○議長（坂口久信君）

日程第5. 議案第69号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

○2番（竹下泰信君）

せんだって会議資料で議会資料の中で出されました条例の新旧対照表があります。この一番初めの項ですけれども、17条とその第2項のところもありますけれども、17条の3までは空欄になってるんですよ。その下の4のところも空欄になっております。この空欄になってる理由はどういう理由かお尋ねしたいと思います。

○総務課長（川崎義秋君）

お答えします。

空欄になっているというかアンダーラインを引いているところが改正になったものでありますので、例えば現行、左側のほうですけど、及び附則第6項第2号というのが削除されたということで、改正後はその空欄になってるところはもう何も入らないということになります。

以上です。

○2番（竹下泰信君）

それでは、17条のほうでいきますけれども、17条の3までにおいてということで続けて読んでいいんですかね。

○総務課長（川崎義秋君）

お答えします。

はい、そのとおりであります。

○10番（末次利男君）

時間も十分あるようですので質問させていただきますが、今回第66号は育児休業に関する

条例の改正、第67号が期末手当の改正ですね。今回のこの議案の第69号が人事院勧告による勤勉手当の改正ということでございますけれども、この条例というのは10町、今議会に全て提案されるものでございますか。

○総務課長（川崎義秋君）

お答えします。

私はそういうふうに聞いております。

以上です。

○10番（末次利男君）

この特に議会議員の報酬もしくは期末手当の値上げというのは非常に町民の皆さんと議会側の意思とが乖離をしてるという状況にあるというふうに思います。そういった中でこの10町の中での、これ全部提案されるなら、それはもう一律ですけれども、そのランキングといますかね、10町のランクはどの辺に太良町の報酬並びにこの期末手当あたりの報酬はどれくらいなのかお尋ねいたします。

○総務課長（川崎義秋君）

お答えします。

まず、10町で今議会に提案するかということで、先ほど私が申し上げましたのは、特別職については10町とも議案に出すと。議員報酬につきましては確認はしてはおりませんが、どこも多分特別職と同じ扱いをするだろうというふうに思っております。それと、議員報酬の、ちょっと今資料をちょっと持ち合わせておりませんが、下位のほうに太良町はあったというふうに認識しております。

以上です。

○10番（末次利男君）

ずっと私たちも区長会との意見交換会というのを今まで実施をしてきましたけれども、いずれにしても区長会側から言われる言葉は太良町県下10町の中でも一番所得の低い町でありながら、ある程度の議員報酬が高いという言い分でいろいろ御意見をいただいたことがあるわけですが、今回こうすることで全体的に民間も値上げの方向にしておりますし、必然的にこういったところも人事院勧告あたりが勧告をして報酬が上がっているというふうに考えますけれども、ここはなかなかその辺の意思が議会側には報道にも上がっておりますように議員のなり手がいないということから何とか待遇改善をしなければいけないとか、在籍中には厚生年金に加入するような方法を国等も考えておられますけれども、なかなかその辺が住民と一致しないところであります。それで、先ほど総務課長の中で下位にあるということであれば、私たちもある意味安堵をしとるわけです。もうちょっと我々議会も町民の代表機関でありますので、結構いろんな問題点を惹起しながら町民の所得の向上に努力しなければいけないなあという感じはしております。わかりました。下位にあるということですね。

ありがとうございました。

○議長（坂口久信君）

ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決いたします。

議案第69号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

起立全員。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第6 議案第70号

○議長（坂口久信君）

日程第6. 議案第70号 太良町営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

○10番（末次利男君）

今回の条例改正は条文追加ということでございますが、そのことは抜きに、条文追加ってどういう条文が追加されるのかお尋ねいたします。

○建設課長（浦川豊喜君）

お答えします。

町営住宅法の施行令の一部改正の内容ということでございますけど、今まで住宅の明け渡しの請求をする場合、収入基準が全国一律で一定の額で決まっておりましたけど、今回各事業主体である程度の範囲で設定ができるようにということで、その条文が追加になったということで、それ以降がずれております。

以上でございます。

○10番（末次利男君）

現在、町営住宅が82戸あると思いますけれども、ここに65歳の方が何名居住されているのか、あるいは要介護者がもしおられるとしたら何名おられるか、その辺わかりますか。

○建設課長（浦川豊喜君）

お答えします。

済みません、年齢とかについての資料は今回持ってきておりませんので、回答できません。

○10番（末次利男君）

実は既存の住宅にはエレベーターもありませんし、大変若いときはいいとしても、非常に苦勞されている方もおられるんじゃないかなというふうに推察をします。もしそういう要介護者がおられるとしたら、いずれにしても今は空き室、例えば2階の何号室があきましたよという募集をされますけれども、要介護者で通所サービスを受けられている方が仮に3階におられる場合、これを1階にしてほしいなあという希望もないこともないというふうに考えるわけですよ。そして、そういうときに部屋の交代というのも可能なのかなのか。そりゃもちろん今後は十分考えていかなければいけない状況だろうというふうに考えますよ。それで、デイサービスも買い物にも不便だろうし、いろんな面で不便を来たされてあるというふうに思いますので、その辺は何かこの条文追加の中で検討していただきたいなというふうに考えますけれども、いかがでしょう。

○建設課長（浦川豊喜君）

お答えします。

今、議員さんが言われるように高齢者の方で2階、3階とか高いところで住んでおられて現在実際エレベーターとかもございませんので、階段の上りおりとか大変苦勞されている方もいらっしゃるかもしれません。その方については、例えば1階のほうに空き室が出れば、そちらのほうに移動の要望とかも出してもらえれば可能じゃないかとも思われますけど、今のところ全部満室でございますので、例えば1階の方とお話をされてお互いが納得された上で入れかわるということは可能だとは思いますが、特にあとは条文とかで言えば、今現在明記もしておりませんので、それは今後の検討課題かなと思いますけど。

以上でございます。

○10番（末次利男君）

これは町長、高齢者に優しいまちづくりの一環としてぜひ決断をしていただきたいというふうに思いますけれども、いかがでしょうか。

○町長（岩島正昭君）

今、議員御指摘のとおり、実は一昨年あたりから町営住宅に入居をしたいと、その方から2階、3階は無理だから1階があきを待ちたいというふうな、そういうふうな要望等々もございまして、これは住宅の班長さん等々が81戸の中で置いておりますから、そこら辺の団地内の要望等々を集約していただいて、もしかかわってもいいよというふうなことがあれば、なるべくそういうふうにさせていただきたいなというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（坂口久信君）

ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決いたします。

議案第70号 太良町営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

起立全員。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第7 議案第71号

○議長（坂口久信君）

日程第7. 議案第71号 指定管理者の指定についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

○3番（田川 浩君）

キャンプ場の指定管理者の指定ということで、今回公募されたと思いますけれど、応募団体の数ですね、これは何団体あったのか、いかがでしょうか。

○企画商工課長（田中久秋君）

お答えします。

現地説明会には2団体見えられましたけれども、正式に応募いただいたのは1団体でございます。

以上です。

○3番（田川 浩君）

正式に応募されたのは1団体ということですけど、ここ、キャンプ場の場合、過去複数の団体が応募されたということはあるんですかね。

○企画商工課長（田中久秋君）

お答えします。

手元に資料は持ち合わせておりませんが、記憶ではキャンプ場を当初指定管理にするときに2団体ほどあったかと記憶をしております。今、太良美装さんお願いしておりますけれども、その後はずっと太良美装さん1団体でございます。

以上です。

○3番（田川 浩君）

大体初年度、開始を除けば大体1団体ということで、ここだけの問題ではないんですけど、本町の指定管理の募集の場合、割と1団体というのが多ございます。大体指定管理者に出すというメリットが、本来であれば民間の経営ノウハウ、またそういった民間の複数応募の競争原理、それを働かせることによって住民サービスを向上させていくと、そういうことが指定管理をする上で本当に大事なことだと思ってますけど、今、こういう1社しか応募がないという状態を担当としてはどう思っておられるのか、そこら辺はどうでしょうか。

○企画商工課長（田中久秋君）

お答えします。

議員御指摘のとおり、本来の指定管理の目的というのは、その民間のノウハウを活用して利便性をよくしたりといったような目的で制定をされたものと認識しております。そういった意味からでは1団体の応募しかないというのはちょっと寂しいかなというふうな実感を持っております。今、そういったところでございます。

○1番（待永るい子君）

中山キャンプ場ということで、大体頻繁に使うのは夏場だと思いますけれども、年間を通しての管理体制はどのようになっているのかお伺いしたいと思います。

○企画商工課長（田中久秋君）

お答えいたします。

開設期間が条例で7月21日から8月30日までだったかと思えますけれども、約1カ月と10日ほどで、今現在は指定管理者のほうで期間を延長されて9月の週末だけは開設をされております。その期間中は常駐でおられますけれども、オフに関しては週1の点検、清掃を行ってもらっている状況でございます。

以上です。

○1番（待永るい子君）

その週1の点検というのはどうやって確認されるんですかね。あくまでも向こうの申請ですか。

○企画商工課長（田中久秋君）

お答えいたします。

毎月の点検報告書をいただいておりますので、それで確認をしているというところでございます。

○1番（待永るい子君）

私、きのうキャンプ場へ登ってトイレを見てきました。半年前ですよ、できたのは。まだびかびかしてるかなあと思ったんですけど、トイレの入り口の上のところにはクモの巣が張ってありましたし、トイレ入ったら虫の死骸もありましたし、洗面台が汚れておりました。

きちんときれいにするというか、そういうのが基本じゃないかなあと思って、前も一回、去年まだ新しくトイレになる前に見に行きました。とてもきれいじゃなかったの、その旨担当課にもお伝えしたと思いますけれども、どんなにお金をかけてきれいな建物をつくっても、後の管理状態では、いつまでもきれいさというのは保てないと思います。やっぱり外から来て、特に女性はトイレの汚いのはその町の清潔感につながるということで、すごく大事なことだと思います。その辺のところを今後どうされていくのか。一応私もこういうふう質問するに至っては現物を見てこないといけないと思ってきのう見てきました。そういう状態でした。わずか半年でそういう状態です。だから、その辺のことをどう考えられますか。

○企画商工課長（田中久秋君）

お答えいたします。

開設期間中は当然そこに管理人がいらっしゃいますので、毎日きちんと清掃管理をさせていただいております。どうしてもオフにつきましては、今現在週1でお願いしているところです。年間の委託料も130万円程度の中での管理をお願いしておりますので、そこに年間年中ずっと開設できれば、当然毎日清掃も行き届いてきれいになるかと思えますけれども、そこら辺は需要とのバランスもあるもので、本来であればずっと常駐管理人がおって管理するのが一番ベストでありますけれども、なかなかそこまで費用をかけてというのは難しいところもございますので、その週1を週2、週3というふうにふやしても、清掃したときは当然きれいなんですけれども、それがまた翌日になれば議員指摘のとおりクモの巣が張ったり死骸が出たりというふうな、特に山にありますので、冬場になれば枯れ葉なり、掃除しても1時間後にはまた枯れ葉がそこに入るなり、大変そういった状況になってまいりますので、どこまで費用をかけるかといったところがちょっと一番悩んでいるところでございます。

以上です。

○9番（久保繁幸君）

そのキャンプ場の指定管理料、今言われた131万8,000円、どのような使い道をなされておりますか。

○企画商工課長（田中久秋君）

お答えいたします。

当初は直営で町が行っていたときの経費をもとに管理料を出しております。その開設期間中の賃金と開設前の準備の賃金、それとあと水質検査の費用、あとトイレ清掃の費用といった部分での積算となっております。

以上でございます。

○9番（久保繁幸君）

今、待永議員言われたトイレの清掃費も入ってるということは、本当は言っちゃ悪いんですけどトイレの清掃悪いですね。次のページに出てくる、あと指定管理のところにもあり

ますが、本当トイレが汚いところにお客さん入らないと思います。この辺が一番注意していただくとこでなかろうかと思います。そしてまた、今登山部分であります、キャンプ場の利用状況はどのようになっておりますか。

○企画商工課長（田中久秋君）

お答えいたします。

キャンプ場の利用につきましては、ちょっと今年度の分はまだ集計上がっておりませんが、28年度で延べで471名で、対前年比で37%の増といったところでございます。登山者につきましては、あそこに常駐の管理人がおりませんので、ちょっと把握はできておりません。

以上です。

○9番（久保繁幸君）

今、ブームでふえてるといのはわかっておりますが、最近ちょこちょこ事故等が起きておりますよね。それで、携帯の今利用範囲といいますか、それはどれぐらいまで入るようになっておりますかね。昔、私がまだPTAしてたころ、うちあたりの子供が行方不明になったときには携帯が使えんのでからどうしようもなかったんですよね。そいけん、今現在どのようなエリアに入ってるのか。通話できるのか、その辺はどのようになっておりますか。

○企画商工課長（田中久秋君）

お答えいたします。

ドコモにつきましてはある程度のカバーができていうふう聞いております。ただ、ほかのメーカーの部分はちょっと確認をとれておりません。

以上です。

○8番（川下武則君）

非常に言いにくいんですけど、実はうちも道路維持管理でうちの子供たちとかうちの社員たちも店に行ってもらって実は10月のときやったんですけど待永議員さんが言いんしゃったように実は非常にクモの巣が張ったりとかトイレが流してなかったりとか、そういうのがあって、私もあれですけど、できれば指定管理のほうをもう少し値段を上げてもちこちから、多分学校教育課のほうでもあつせんしてキャンプのほうを太良町に来てくれんかということも多分宣伝されてると思うんですけど、そういうのも含めたところで多少なりとも金額を上げて、せっかく来てもらう方に気持ちよく使ってもらいたいというふうに私も感じたところなんですけど、そこら辺は予算的な部分が絡むけんが非常に厳しいかもしれんですけど、今後まだキャンプ場の整備も一緒にする中で、多少なりともそこら辺は大事じゃなかなあと思うんですけど、教育長、どうですか、たまに見に行つてあの状況を見れば、今、待永議員さん言いんしゃったのも納得いくと思います。抜き打ちで行けとは言わんばつてん、たまにはそういうところにも目を向けてもらいたかなあというふうに思うんですけど、どうでし

ようか。

○議長（坂口久信君）

どっちが言うと。教育長って言われたろう。教育長ね、どっちね。（「教育長、お願いします」と呼ぶ者あり）

○教育長（松尾雅晴君）

今年度山開きのときに私も初めて多良岳に登らせていただいて、10年ぶりかに山頂まで登りましたけれども、非常に県内にとってのいい山だと、霊山だというふうに思っております。やはり先ほどからお話のように、一番今これだけ世の中が清潔感にあふれておりますので、議員さんのお話のようにトイレが汚いというとは非常に印象度が悪いなという思いがあります。ただ、お約束はできません、毎月毎月点検云々というのは。ただ、公民館活動の中でも小学校5年、6年ですか、多良岳登山等々計画をし、町内においてただの一度も多良岳に登ったことがないというようなことがないように学校も努めておりますし、今年度多良中学校の1年生が登りましたし、公民館活動では小学校5、6年の昔で言う地区リーダー、そういった代表の子供たちを多良岳登山等にやっておりますので、そういう面で私のほうも今後注意をしていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決いたします。

議案第71号 指定管理者の指定について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

起立全員。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第8 議案第72号

○議長（坂口久信君）

日程第8. 議案第72号 指定管理者の指定についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

○1番（待永るい子君）

全部は見れませんでしたけれども、きのうB&Gの体育館とかテニスコートのところとか外回りのところを、特にトイレを中心に見て回ってきました。B&G体育館ですけれども、シャワー室とか男子のところは多分使用禁止としてあるんですけど、きちっと、雑然として

るんですね。だから、そういうのをもうちょっと、禁止なら禁止のようにはっきり入れないように、もうちょっときちんと整理をするべきじゃないかなあとか、あと鏡とか洗面台はすごく汚れておりました。それから、ロッカールームにあるロッカーのあけしめの音がひどいんですね、ギギギギギギギっていつてから。ああいうのはスプレーを少し振ればいいんじゃないかなあとか、そういうちょっとした心遣いでもっと皆さんが気持ちよく使えるような環境になるんじゃないかなあというのを感じました。トイレは特に汚かったです。口で言ってもわからないので写真を撮ってきました。後で見てください。やっぱり外で使うトイレというのは黄ばみすごかったです。それは薬品とかそういうので何とかなるんですね。だから、そういう意味でちょっと不安に感じたんですけども、そういうことについて担当課はどういうふうに思われますか。

○社会教育課長（野口士郎君）

お答えをいたします。

議員指摘は、もうごもっともと御理解をしております。この指定管理の委託につきましては、これまでも議会の中でも清掃の面を特に御指摘をいただいております。これは御理解しております。私どもも指定管理事務所のほうに出向いてその辺、要するに利用者が気持ちよく使えるような環境づくりというようなことでお互いに指導、助言といいますか、しながら対応しているところですけど、今後につきましてもこれまでの状況につきましては今待永議員御指摘のところは十分御理解をしておりますけど、これまでの経験を踏まえたところでこれからの指定管理についての私どもからすれば希望といいますか、含めて対応はしていきたいと考えてはおります。

以上です。

○1番（待永るい子君）

そしたら、指定管理者に対して希望なり要望を言われて何がどのように変わりましたか、具体的に。

○社会教育課長（野口士郎君）

お答えいたします。

指摘をした分、指導した分について対応は即時確認とか清掃とか、そのときはなされてるとは事実でありますけど、定期的な継続性といいますか、そこら辺の認識のずれといいますか、意識の問題が大きくそこには反映されてるところじゃないかなと思っております。

以上です。

○1番（待永るい子君）

それでは、指摘されたときだけは一応効果が出るけれども、継続性がないという、そういうお答えだったかなあと思いますけど、どんな方法で掃除をすればよりきれいになるかとか、そういうのは、別にお金をかけろと言ってるわけじゃなくて企業努力じゃないかなあと思

ます。やっぱり何回言っても改善されていないということとか、それから指定管理者としての3年間という長さもちよっと疑問を感じております。この点についてはどのように思われていますか。

○社会教育課長（野口士郎君）

お答えいたします。

指定管理の期間につきましては3年間ということですが、基本的には単年度で協定を結んでいきますので、先ほど待永議員おっしゃった清掃の問題につきましては、次の指定管理、皆様方に承認をいただければ、今も課内でもちよっと協議、話をしてるんですけど、デパートに行けばトイレのチェック表とかございますですね。ああいうとを、もういっちょ踏み込んだところで、何日の日、誰が何時にというようなチェックとかあつたりしますので、そういったところも実現に向けてちよっと今後話をしていきたいと。ただ、そこで改善といえますか、できないような状況であれば、外部トイレについては直接指定管理者とは町が委託を結びますが、再委託あたりを含めたところも視野に入れて、例えばシルバーさんとか、清掃の部分だけ、その分を再度委託をするような形等も今事務局、事務所の中では今検討しているような状況でございます。

以上です。

○2番（竹下泰信君）

指定管理の話につきましては、私も一部の施設の中で清掃が不十分と、トイレも含めて清掃が不十分ということはどういう内容になってるかという声も聞きましたし、私自身も利用してみて感じているところでございます。この指定管理につきましては、この契約をするときにその内容をきちっと業者のほうと話をしてるわけでしょう。ですから、その確認を再契約するときにやるべきではないかというふうに思ってますし、不十分なところは不十分なところでぜひ指摘をしてもらって、そういうことがないような対応をぜひとっていただきたいと思えますけれども、いかがでしょうか。

○社会教育課長（野口士郎君）

お答えいたします。

先ほども申しあげましたが、ここに議案として提案をさせていただいております。これについては選定委員会含めてまた指定管理をこれをお願いしたいということで提案をさせていただいておりますので、今後1月からこの議会終了後も含めて内容の確認、徹底をそこには踏み込んだところで再度清掃、特にそこには重きを置いたような話、指導をしていきたいと思っております。

以上です。

○2番（竹下泰信君）

この施設がずっとありますけれども、この施設自体が一業者で管理をしていくというのに

限界があるとか、そういう検討はいかがでしょうか。余りにも何か多いような気がするのですよね。ですから、指定管理をする方がいいですよという話であればいいんですけども、何かそういう感じもしないでもないですよ。ですから、もう少し小分けをして業者に分散するというような方法あたりをとったらいかがでしょうか。

○社会教育課長（野口士郎君）

お答えいたします。

これについても12施設を分散をしたらという選定委員会の中でもそういった話も実際は出ております。その検討したところ、指定管理自体が基本的には町費を軽減するため各個別というか、例えば12施設を2つとか3つとか分けた場合、そこには事務の受け付けとかというのが必ず必要になってきます、施設利用についてですね。今、定着して指定管理のところが全て管理をしているということで、町民に対しても指定管理事務所と一本化したところで申し込み、問い合わせ等が出てきて、今スムーズに受け付け、申し込み等はいっております。これを分けていけば町民の方がこの細分化した場合が申込時の対応とか、そういったことで住民サービスの低下につながるおそれがあると、そういったことで、基本的には細分化した場合は、もう指定管理制度ではなくなってくるようなおそれも出てきますので、一本化したときに効率化というか、そういった経費的な節減あたりも含めて対応できるものと思って、今回同じような形で提案をさせていただいてるところです。

以上です。

○2番（竹下泰信君）

「三方よし」という言葉があります。ですから、行政も業者も利用する方も3者がそれぞれ満足する対応をぜひ前向きにとっていただきたいというふうに思います。

○議長（坂口久信君）

ほかに。

○9番（久保繁幸君）

この12施設、管理料は前から聞いたことあると思うんです。個々の管理料やったですかね、全体、12施設、一括管理料やったですか、どうやったですかね。

○社会教育課長（野口士郎君）

お答えいたします。

管理費につきましては2,203万円が総合計の委託料でございます。自然休養村でございますけど、休養村の分、予算が体育と教育のほうで分かれておりますので、自然休養村につきましては393万円、あとの体育施設の11施設で1,810万円、合わせて2,203万円指定管理委託料としてお出しをしているところでございます。

以上です。

○9番（久保繁幸君）

それでは、道越環境広場の件でお尋ねなんですけど、前は少年野球の方がされていたようなお話を聞いておったんですが、今現在はどのようになっております。前、本当か何かわからないんですけど、50万円のうち40万円が野球部のほうに来るとかなんとかというような話もあったんですが、今どのようになっておりますか。

○社会教育課長（野口士郎君）

お答えをいたします。

議員御指摘の道越環境広場の委託の件については、昨年度の7月末でその清掃委託、道越少年野球の保護者会から、もう少子化といいますか、保護者も特定の分に負担がかかってくるということで辞退したいという申し出がありまして、昨年8月をもちまして道越少年野球保護者会と委託契約は再委託の契約は停止をしております。現在に至っては指定管理事務所のほうで定期点検等行っていただいているような状況であります。

また、先ほど金額のほうを言われましたけど、その当時が月額2万5,000円で、年間されたとき30万円道越少年野球に委託料ということでお出しをしていたような状況でございます。

以上です。

○9番（久保繁幸君）

何で道越広場を聞いたかというのと、遊具がきれいになったんですよ、遊具きれいにしてくれました。孫がしょっちゅう行っております。しかし、孫がトイレに行きたいと言うて、ここに行けと言うたら、行かんと言うとですよ。それで、今待永議員も言われたように汚いですよ、本当。その辺をもう少し、まだ野球関係の方が掃除を管理委託をされてたところはまだきれいだったんですけど、3歳、4歳の子供が行かんと言うんですからね。その辺をもうちょっと御指導をしていただきたいと思いますよ。うちあたりはそう言うて子供今夕方行ってみられればわかると思うんですが、幼稚園が終わったあたりは子供たちがいっぱい遊んでおります。これはもう大変助かっております、もう遊具がきれいになったもので。しかし、トイレには行かないと言います。だから、そこら辺の御指導、十分やっていただきたいというふうに感じておりますので、よろしくお願ひしたいんですが。

○社会教育課長（野口士郎君）

お答えをいたします。

先ほどからトイレの清掃のほうがとにかく気持ちよく利用できるような施設、要するに指定管理に出してよかったなあと、そういったことで皆様から言われるような施設の維持管理、清掃含めて、再度指定管理と踏み込んだところでちょっと話し合いを設けていきたいと思っております。

以上です。

○9番（久保繁幸君）

答えはいいんですが、課長もひょっとトイレ行ってみてください。今言われたように、待

永議員言われたようにクモの巣は張っとるし、いろいろなところ壊れとるし、ティッシュと
いいますかトイレットペーパー等もなかつたり、その辺をちょっとだけでも見ていただければ、
自分が使いたいか使いたくないかわかると思いますので、その辺はお答え要りません。
暇があれば行ってみてください。よろしくお願ひしときます。

○町長（岩島正昭君）

トータル的には私のほうからストレートで言わせていただきたいと思います。この毎年毎
年3年置き指定管理者の切りかえ時分でも毎年こういうふうな御意見ですよ。皆さんたち
もこの委託業者見てみますと美装ですよ、専門業者、太良美装、これそういうような清掃等
が専門の業者であつてそういうようなことをやつとるといふことが、先ほど幾らか賃金を上
げたらどうか云々のと言われますけど、これはそういうような管理者のサービス業を怠つと
るんじゃないかと、言いかえれば、あそこの、これは県で管理しておりますけど亀崎のドラ
イバー休憩所、あそこの分はクリーンセンターが、本当は1回清掃を2回か3回やつてもら
うとですよ、好意的に。何年か前、私が建設課のときには、余り磨き過ぎて滑つて結局いろ
いろな苦情がありましたけどね、そういうようなことで、これはもう本人の心構えですよ。
だから、こういうようなことを毎年毎年今御指摘を受けておりますけども、これは言うた、
言わんやつたじゃなくして、これは指定管理者の検討委員会がございますから、月に1回か
2回、点検、調査、現地で、その委員でね、点検、調査はしたほうがいいんじゃないかなと
いうふうに思っておりますよ。ただ、町民の皆さんたちから、さあ、あそこ行つたとき便器
が汚れとつたとか云々の受ける前に、もう自主的に点検てん調査票つくつて、こういうど
こが悪かつたつて向こうから文書等々で指摘をして、そういうようなことを切りかえていつ
たんがいいんじゃないかなというふうに思っております。次のときは褒められるように、そ
こんたいはぱつときれいにやつていただければ、美装ですからね、職業がね、そういうふう
に思っております。

○副町長（永淵孝幸君）

今、町長が言われたように、実は検討委員会の座長というふうなことで私がやつておりま
す。その中でも今議員各位から出たようにトイレが一番汚いと。ここをきれいにせんと来た
お客さんが、いや、太良町に行つて太良町のトイレを見て、もう太良町の町民の意識もわか
るというふうなことまで言われるというふうなことで、全部の委員から各担当の、ここに限
らずほかの指定管理出しているところも指導するよといふふうなことで再三言つており
ます。担当がもうやつておりますけれども聞いてもらえないといふふうなことであれば、先
ほど待永議員から出ました3年間じゃなくして単年度契約でいっておりますので、途中で切
るという場合もあるかと思ひます。そういったことを含めて、また町長が検討委員会で現地を
見てといふふうなことをおっしゃいましたので、そこら辺含めて検討委員会でこういう指定
管理の場所については全施設を回つて調査もしていきたいと、このように思っております。

以上です。

○10番（末次利男君）

先ほどから管理についての、管理のあり方についての質問がっておりますけれども、この指定管理料が先ほど2,203万円というお話がありました。この指定管理料の推移、恐らく何回か指定管理の更新をされてるといふふうに思いますけれども、その管理料の推移、管理費の推移はどうなっているか。お金は出さんでようせろと言うても、これは難しい話なんですから、その辺についてはどうですか。

○社会教育課長（野口士郎君）

お答えいたします。

当初からこれまでの指定管理委託料の自然休養村と体育施設合わせた合計額ということでよろしいでしょうか。当初につきましては2,078万円です。それで、平成25年度に自然休養村の前にトイレが新設されました。その消耗品等かかるということで3万円を増額しまして2,081万円、その年度でそこまでの3年間で燃料等が高騰をいたしまして、通常より単価がぼんと上がりましたので、そこで26年度から見直しをもう一回させていただいて、先ほど申しあげました2,203万円と。122万円そのとき増額を燃料費の高騰に伴ってしているような状況でございます。

○10番（末次利男君）

この指定管理制度の狙いというのは、先ほど企画課長から話されましたけれども、これはもう維持管理だけ考えるとすれば、今までと一つも変わらないわけですよ、あと委託をすればよかわけですから。それぞれにその仕事がなくなったぐらいのもんですよね。しかしながら、本当の狙いというのは、民間の活力、民間のノウハウによって行政にはできない恵まれた施設を活用したまちづくりの一環としてこの指定管理というとはあるはずですよ。もちろん民間からの提案があるはずですが、それが無い場合は管理を指定する側がこういった希望を当然指導もすべきです。また、条件も出すべきですよ。ただ、単に1社だったから自動的にということであればこういうことになりかねない。本当に目的をしっかりとしたものを持って指定管理の指定をすべきですよ。全くなつとらんと思っております、私は。せっかくこれだけの恵まれた施設を維持管理だけに目くじら立ててどうするんですか。どうですか、その辺については。それなら指定管理にする必要ないんですよ。これ、委託すればいいんですから、管理だけを。どうですか。

○副町長（永淵孝幸君）

この指定管理については、ほか何施設かな、課が持っておりますけれども、全部こういった検討会はやるわけで、その中で本当にいいところも、一生懸命やっておられるところもあります。ですから、そういったところを含めて、先ほど町長が言われましたほかのところ見て回ってというようなことではございましたので、もう一回回って、今1業者しか応募がない

というようなことで、おごりも出ている部分もひよっとすればあるかも知れません。ですから、そこら辺含めて、こういった先ほど美装というふうなことで本当に専門業者にしてこういったことをされるというのは、いや、こういう批判が出てくるというのはおかしな話です。そして議員が言われるように指定管理に出したのは民間のノウハウ、そういったものを持って町民サービスの向上に努めると、そして経費は必要最小限ですよというような形で提案をしてもらいながらやっているので、そこら辺をしっかりとわかってもらって自分が応募していただくというようなことをまた関係課、担当集まって検討委員会の中でも協議しながら取り組んでいきたいと思えます。

以上です。

○10番（末次利男君）

現にさまざまな公の施設を民間に委託されております。純然たる公ではございませんけれども、社会福祉協議会なんて非常に職員みずから自助努力によって量を変えてみたりされてるわけですよ。そういう指定管理者もあるということで、ここはそれに必要な予算も当然必要であろうし、予算に対しての見返り、これをこれだけの恵まれた施設を、交流人口の増加なりスポーツイベントをするなりして、太良町の一つの活性化の大きな源になるわけですので、この辺を十分注意しながら指定管理の契約をお願いしたいというふうに思えます。

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決いたします。

議案第72号 指定管理者の指定について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

起立全員。よって、本案は原案どおり可決されました。

暫時休憩いたします。

午前10時46分 休憩

午前11時 再開

○議長（坂口久信君）

それじゃ、休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第9 議案第73号

○議長（坂口久信君）

日程第9. 議案第73号 町道の一部廃止についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

○5番（江口孝二君）

町道廃止になって、その後の位置づけはどのような扱いをされるのか、またその維持管理はどこがされるのかお尋ねします。

○建設課長（浦川豊喜君）

お答えします。

町道を廃止した後の位置づけということですが、町道を廃止した後は、通常字図上でも道路として残っておりますので、通常は里道ということで管理をしていくかと思えます。今回のこの江岡・陣ノ内線の廃止部分につきましては、ちょうど亀崎ドライバー休憩所の中を通っておりますので、そこ自体は県のほうで全部一体的に管理をしておりますので、こちらのほうで管理をしてもらうようになると思われます。

以上でございます。

○5番（江口孝二君）

この延長距離を見れば319.3メートルということですので、そのドライバー休憩所以外にもあるんじゃないかと思うんですけど、その分についても県が見るという解釈でよかったですかね。

○建設課長（浦川豊喜君）

お答えします。

ドライバー休憩所の分につきましては、先ほど言いましたように県のほうでしてもらいますけど、ドライバー休憩所より亀崎側に100メートル程度ですかね、残ることになりますけど、そこは里道ということで町のほうで管理したいと思っております。

以上でございます。

○5番（江口孝二君）

これは次のときにも関連すると思えますけど、里道の場合の補修とかなんとかする場合、農道も一緒ですけど、町で全面100%見るということは現在はあってなかですよ。方法として原材料支給という方法をとっておられると思えますけど、そしたら今のその100メートル分については同じ廃止になって、もしそういう工事が発生した場合は地元かどっか知りませんが、材料支給ということの格好になるわけですかね。

○建設課長（浦川豊喜君）

お答えします。

議員言われるように里道とか農道にした場合は、基本的には地元の方で管理をしてもらうことになっております。今回のその江岡・陣ノ内線の終点側につきましては、字図上、道路としては残っておりますけど、現地を見ていただければわかると思えますけど雑草とか木が生えたりして、もう正直言って道の形をしておりません。字図上でもう道というだけで、と

でも通ることもできませんので、町民の方が管理をするということも多分ないんじゃないかと思われま

す。

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決いたします。

議案第73号 町道の一部廃止について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

起立全員。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第10 議案第74号

○議長（坂口久信君）

日程第10. 議案第74号 町道の一部廃止についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決いたします。

議案第74号 町道の一部廃止について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

起立全員。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第11 議案第75号

○議長（坂口久信君）

日程第11. 議案第75号 平成29年度太良町一般会計補正予算（第4号）についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

○5番（江口孝二君）

19ページの農業費の中にこれイノシシよけと思いますけど、原材料支給で398万円、それからその下の負担金補助及び交付金ということで133万円上がっていますけど、これ原材料ということになれば100%支給ですよ。でも、下の分については多分半分の補助と思いますけど、その違いはどういうことですかね。

○農林水産課長（永石弘之伸君）

お答えいたします。

負担の割合が違うというような御質問かと思えますけれども、冒頭に言われました原材料費の398万円に関しましては国の事業であります中山間地域等所得控除支援対策事業で原材料費100%というようなことになっておるところでございます。また、下のほうの133万円に関しましては、町の単独補助ということで2分の1の補助を行っておるところでございます。

以上です。

○5番（江口孝二君）

実は個人さんからの申請で平成28年8月、申請をされてる分があると思えますけど、その分については2市1町でされるということで、いまだ工事に至っていない状況です。それで、これはもうミカンの収穫前にもう被害を受けてるからどうにかならんとかという個人さんからの相談も受けましたけど、その後全く進展があっていないと思えます。だから、そこら辺はどのような、鹿島市が主体ということを知っていますけど、農林課としてどのような対応をされているのかお尋ねします。

○農林水産課長（永石弘之伸君）

お答えいたします。

これに関しましては、今議員さんおっしゃるところにつきましては、2市1町で組織しております鹿島藤津地域有害鳥獣広域駆除対策協議会という組織をもって行ってる事業でございます。昨年の8月において県のヒアリングが行われる際に太良町の要望としてこれくらいの設置量がございましてということで事務局のほうには報告をしておるところです。それをもとに今年29年度において事業の実施というような形での進捗になろうかと思えますけれども、現在のところは事務局等々の都合、内容的にはよくわからない部分もありますけれども、まだ入札は行われていないというような状況でございます。私どもとしてもできるだけ早い段階において入札を行っていただいて被害の防止、また被害防止効果を高めていく必要があるからというようなことでお願いはしているところではございます。できるだけ早い段階でというようなことでうちのほうからも、また再度お願いはしていかなければいけないというようなことでは思っております。

以上です。

○5番（江口孝二君）

3回目ですので、ちょっとまとめて言いたいと思えますけど、きのうの末次議員の質問の

中でも出ましたけど、イノシシとけんかして負けるわけにはいかんという話やったけん、もう結論からちょっとお願いしたいんですけど、副町長、こういう状況で鹿島市の担当者の、直接言いますとミスといいますかね、ごたっ格好でおくれている状況だと思います。それで、実際平成28年に申請してまだできないと。そしてもういっちょんとは前倒しですよ、平成30年の分を4地区には。だから、工事の中身は全部違いますけど、その申請者からすれば、何でおどんが早うしとつとに遅うなつとかという不満もあると思いますので、ぜひ今の分については鹿島市に直接言ってもらって対応を早急をお願いしたいと思いますんですけど、いかがでしょうか。

○副町長（永淵孝幸君）

お答えします。

議員おっしゃるとおり、もう被害が出てから、まだ今まだ29年度分も入札しとらんというようなことですので、もう稲は刈ってあるわ、ミカンもほぼ終わりよるわという中で、29年度の事業としてこがんおくれてするということは本当に考えられないような仕事ぶりでございますので、私も以前私たちが山間部でイノシシが出たというようなことで捕獲のわなを借りに来たところないというようなことがあったもんですから、だけどころして準備してあるというふうになつとると聞いたところ、まだ入札もしてないと、その時点でもあったわけですね。ですから、もっと早く、私もこの鹿島藤津地区の有害鳥獣協議会ですか、ここにはちょっとめった出ませんけれども、そういったところにも行って、まず事務局の担当の鹿島市のほうの担当にこういう話もあってると。だから、もっと早くこういったことを、例えば総会で予算とか何か議決してもらわんにやいかんとなれば、早目にその分だけでも2市1町の首長さんたちをお願いしてしてもらおうようなことをするように申し入れをしていきたいと思っています。

以上です。

○9番（久保繁幸君）

イノシシの件が出ましたんで関連でお伺いいたしたいんですが、この被害防止対策補助金は田畑の分だと思うんですが、皆さんも御存じだと思うんですが、田古里・竹崎線のほうでイノシシが出没するようになりました。これが10月12日と11月22日、子供たちが下校時に出没しております。このような事態が最近ちょいちょい見受けますが、まずはどこにそういうところ出た場合は通報するのか、またマニュアルはつくって学校に指導されてるのか、その辺からお伺いいたしたいと思いますが。

○学校教育課長（津岡徳康君）

お答えをいたします。

イノシシに対する学校対策マニュアルというのはつくっておりませんが、その報告、一報を受けまして、例えば田古里川の河畔に出没したというような情報を受けてすぐに学校のほ

うに連絡をいたします。その後、保護者のほうへ一斉の携帯電話、スマートフォンによるメールによって注意喚起をいたしておるところでございます。また、その出没地域につきましては学校の先生たちが見て回っていただいているというようなことも聞いております。

以上でございます。

○9番（久保繁幸君）

私の携帯にもそういうのは入ってくるんですが、事故が起きてからはどうしようもないと思うんですよ。もしもあそこ、学校は山から近いです。もしも校庭等々に入ってきた場合はどのような指導というか、逃げるといのか、沖縄の飛行機にヘリコプターじゃないですが、あそこへどんと落ちてきたような感じでイノシシが入ってきた場合等々はどのように先生方が指導をされるのか、その辺も考えとかにやいかんと思うんです。事故が起きてからは遅いと思います。

○教育長（松尾雅晴君）

校庭等にイノシシが入ってきたということを職員が発見をし、または通報を受けるとするならば、当然生徒は教室内、それから戸締まり等して、それぞれ教育委員会なり、それから警察なり、そういったところにこういう状況だということで要請をすると、そういう学校、私たち、そういう準備ではおりますけれども、議員さんお話のように子供の生命、これが一番安全を保つということが大切なものですから、そういうふうにとにかく外に出さないと、どんなことがあっても、そういう対応の仕方をやる、これにつきましては。

○9番（久保繁幸君）

昔は線路は渡ってこないというふうに言われとったんですよね。しかし、今、話を聞きますと、日ノ・あたりも大分おるらしいんですよ。もう線路渡って、もう山の上に行って、あそこの辺で、嬉野の方でしょうかね、電気牧柵が広いのをつくっておられるというようなお話も聞きますが、学校に対して今後そういうのがあることを考えマニュアルづくりをして指導されていく予定はあるのか、その辺を考えとかんといかんのじゃなかろうかと思います。その辺いかがでしょうか。

○教育長（松尾雅晴君）

学校と校長等々で話し合い、その辺検討をさせていただきたいというふうに思っております。

○議長（坂口久信君）

質疑の方ありませんか。

○2番（竹下泰信君）

イノシシの件というか有害鳥獣の件ですけれども、捕獲の補助金、補助金といいますか交付金といいますか、がないというような話も聞きましたけれども、もう底をついたというか、そういう実情はいかがでしょうか。

○農林水産課長（永石弘之伸君）

お答えいたします。

今のところ補助金がないというようなことは国の分ですけれども聞いていないところでございます。例年で予算オーバーした等々によって補助金が出ない期間というのも以前は発生した経緯もございます。しかしながら、後だってそれを補填をするというような形での処理もされております。今のところほどの月まで補助金が出せるというような確実な情報等は入って来ていないところでございます。

○1番（待永るい子君）

17ページの児童措置費の中の施設型給付費負担金についてお伺いをいたします。新たな処遇改善等の加算とありますけれども、具体的にどのような改善なのか、それと公定価格の改定とありますけれども、これが幾らから幾らに変わったのかお聞きしたいと思います。

○町民福祉課長（田中照海君）

お答えいたします。

処遇改善の内容ということですが、国のほうで処遇改善計画を実施しなさいということで保育園のほうに流れてきてることで言いますと、主任保育士さん、中核リーダー、専門リーダー等々、7年以上の保育士さんの経験年数ということで一つ線を引いて月額4万円の加算と、それと職務別リーダー、若手リーダー、いわゆる経験年数3年以上という分類分けで月額5,000円以上の加算ということで、それを実施しなさいという流れで来ております。方法的には保育園のほうでそういう計画を立てられて県のほうに申請をされ、それで認可が、認可といいますか許可がおりれば運営費のほうに反映されるということになります。

それと、あと公定価格ですが、公定価格といいますのは公務員の人事院勧告等々に基づいた処遇改善のアップということで、一応見ておりますのは月給の1%ということでアップを見込んでおります。

以上です。

○議長（坂口久信君）

ほかに。

○9番（久保繁幸君）

20ページの水産総務費、説明では330万円ですかね、高度冷凍による安定供給を目的とした急速冷凍機器に対する補助ということでございますが、これはどれくらいの大きさのもんでどこに設置されるのかお尋ねいたします。

○農林水産課長（永石弘之伸君）

お答えいたします。

サイズとしては、現物をちょっとまだ拝見してないのでわからないところもありますけれども、設置場所としましては漁協内の施設に設置するというようなことで考えられているも

ようでございます。サイズについては、ちょっと寸法はちょっと今のところわからないという状況です。

○9番（久保繁幸君）

設置されるようでございますということは、まだそこまで課長は把握していらっしゃるということですかね。そして、これが設置されてこれは投網業者だから多分コハダではなからうかというふうに思っておりますが、これをどのような方法で、コハダとした場合に、どのような冷凍をされどのような今後の販路に結びつけられるのかお尋ね。それで、量的にどんだけぐらいの冷凍ができるのかですよ。それで、何度まで冷えるのか、その辺お伺いします。

○農林水産課長（永石弘之伸君）

ちょっと御質問で前後するところもあろうかと思えますけれども、冷凍の処理に関しましては、マイナス35度の冷却されたアルコールの中で攪拌して凍結をさせるというような施設だと聞いております。それで、何をベースにしていくのかというようなことに関しましては、コハダとかシバエビ、そういうのを安定的に高値の時期に出すような形でというようなことを計画されておるところでございます。量的には今どのぐらいの量をどういう形で出荷されるのかというようなところ、はっきりしたところはわからない部分もありますけれども、ただ値段的に安いときにはキロ当たり250円を下回るときもあるというようなことでございます。それを時期をずらして必要な時期に出すことによって300円ないし400円というような高値で売ると考えておられるというようなことでございます。

それと。（「販路、販路」と呼ぶ者あり）販路ですね、済みません、販路につきましては、当然漁協のほうが開与されております。本所のほうで販路専門の方もいらっしゃいますので、そういう方々が一大市場は東京だと思えますので、そこを中心に検討されていかれるのではないかというようなことでは思っております。

○9番（久保繁幸君）

単価250円を300円とか400円で売ってとっても、手数料出ないと思うんですよ。それから、グリースってわかりますかね、一遍冷凍したら、もう一遍冷凍に膜を張らせにやいかんのですよ、乾燥しないために、それも手作業でやらないかんし、一遍冷凍して二、三日たった後、また水の中につけてからすぐ、その品物を冷凍といいますか、氷を張らせて乾燥しなやいかんようなシステムで持っていかと、エビでもコノシロでも乾燥してしまっ、それを何か月先に商品になされるかちょっとわかんないんですが、それを我々もそういうことはやっているんですが、そういうシステムまでするようなことになってるのか、その辺までまだ、課長はまだその辺のことまだ余り勉強されてないですね。その辺までしとってもらってこんだけの330万円の予算出してもらわんと。それはまだわからないでしょう。その辺、いかがですかね。

○農林水産課長（永石弘之伸君）

今回の補正の333万円ですけれども、この事業が県の事業でございまして、県のほうからこちらのほうにこういう形でコハダの冷凍を行って安定供給して漁家の価格向上につなげたというようなことでお話があったところでございます。今後においても県のほうとしましても、まず初期の段階でこういう形で冷凍庫置いてその販路等も当然確立されていかれるかと思えます。さっき議員おっしゃられたように、次のステップを当然不備な点があれば今後とも考えていただくようなことはうちのほうとしても当然予算等の措置もしまして協力もしておるところでございますので、その辺については申し述べながら、より充実した形での販路確立というようなことでしていきたいというようなことでは思っております。

○9番（久保繁幸君）

今、販路の分まで言われたんですが、その辺まで十分生産者の方と十分お話しされながら、まずこれは鮮度が大事ですから、こういう鮮度で、私らは普通鮮度が悪くなってちょっと乾燥したやつを焼けたというんですけど、そういうふうな品物にならないように、それとまたその単価的に250円を300や400円で売ってどうしようもないですもん、本当言って。手数料、電気料、かれこれしよったら、そりゃ県の補助金だから県に任せておけばいいというものでなくて、その辺は課長、十分勉強していただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○5番（江口孝二君）

同じく20ページの一番下の商工振興費の委託料の60万円についてお尋ねします。文章を見れば清掃業務委託料で60万円というとはちょっと余りにも高過ぎるじゃなからうかなあと思いますが、この内容をお尋ねします。

○企画商工課長（田中久秋君）

お答えします。

しおまねきにあります設備等々の汚れが目立っておりますので、そういったフードの清掃とか流し台の清掃、冷蔵庫、冷凍庫、調理台、コンロ、エアコン等々の設備等の、特に冷蔵庫あたりはカビが生えて悪臭が結構しておりますので、そういった部分も含め換気扇等々の清掃をお願いをして業者に見積もったところでございます。惣菜加工場につきましては26項目、魚加工場で9項目、搬入庫で7項目、販売展示室で5項目、事務所で4項目、あと従業員トイレ、お客様トイレ、それと外部にプレハブの冷凍庫と冷蔵庫がございまして、それと、ガラスのサッシのクリーニング等々になってまいります。

以上です。

○5番（江口孝二君）

もう議長があせがりよらすけん、次の質問に行きます。

21ページの住宅管理費の分についてお尋ねします。

修繕料として100万円上がっていますけど、この中身についてお尋ねします。どのようなものでしょうか。

○建設課長（浦川豊喜君）

町営住宅の修繕料の内容ということですが、今現在、当初予算で380万円予算を計上しておりましたけど、実際現在もう10月末で、もう290万円ほど使っております。内容については、特に多いのが風呂釜の交換とかが近年ふえております。それで、もう予算的にも、もうほぼないということで、今後また水道メーターの取りかえとかも1カ所、点検せんぼんともありますので、その分とか、あと今後また何カ月間のうちには風呂釜とかいろいろなものの修理が出た場合に早急に対応せんぎいかんということで、どこの分をするということではありませんけど、それなりに予算を確保しておきたいということで今回100万円要望しております。

以上でございます。

○5番（江口孝二君）

住宅利用者の個人からいろいろ苦情じゃないけど不便さを訴えられています。その場合に、利用者がまず町のほうに連絡をされればよかったんだと思いますけど、そこら辺のシステムというかな、要望なんかは窓口としてここですよということは通達等はされていますか。

○建設課長（浦川豊喜君）

お答えします。

住宅に関する窓口については建設課の管理系のほうですけど、今現在は入居された方には入居時の説明ということで、何かあったときにはこの建設課のほうに御連絡くださいということはお伝えしておりますけど。

以上でございます。

○5番（江口孝二君）

そういう体制をとっておられるとは思いますが、もう実際として私たちの耳に入ってきますので、また再度そういう色紙でもよかけん、紙等で連絡を入れてもらって、各利用者の方に配布でもしてもらえればいいと思いますけど、どうでしょうか。

○建設課長（浦川豊喜君）

お答えします。

以前から、今入られた方は先ほど言いましたように入居時に説明をしておりますけど、以前からおられる方も多数いらっしゃると思います。そういうことで連絡先とかがわからないという方もいらっしゃるかもしれませんので、事務連絡的なことで回覧か何かで文書でやればなと思っております。

以上でございます。

○10番（末次利男君）

17ページの節の19. 負担金補助及び交付金の中で誕生祝金の件についてお尋ねいたします。今回の補正は70件を見込んだ補正額というふうな提案理由の説明がございました。非常に待ち望んだことでありまして、この少子化時代に大きなニュースではないかというふうに考えます。そういう中で今この誕生祝金、1子に10万円、2子15万円、3子に20万円ですかね、これが支払われておりますけれども、4子、5子がおられる家族は何世帯ありますか。

○町民福祉課長（田中照海君）

お答えいたします。

対象者の数はつかんでおりませんが、実績的に申し上げますと、前年度、28年度では第4子の申請が1件ございました。29年度、現状でも第4子に1件ございます。補助金については第3子以降ということですから、第3子と同じ額20万円を交付しております。

以上です。

○10番（末次利男君）

今までの制度はそうでありました。今、報告のありましたとおり28年度で4子が1件、29年度で1件ということで2件がありますし、恐らく過去にも子供を育てておられる家族が数少ないと思いますけれども4子、5子の方がおられるというふうに思います。ここは本当に今までの制度の不備だというふうに感じております。というのは、1子でも2子でも子供を産んでくださいよというようなことでかなりの政策をされております、子育て支援という意味で。そういったところで4子、5子を産んでいただいている方に全く3子と一緒にということであれば、これも表彰するから子供が生まれるという意味じゃなくて、大変それなりの苦労があるというふうに考えます。そういったところで、ぜひ最低でも功労賞ぐらいは、町長賞ぐらいやってどうですか。いかがですか、町長。

○町長（岩島正昭君）

3子以降は20万円ということで今決定しておりますけど、町の職員にも5子は50万円やられんとかいというようなことで、現に6子か7子ぐらい、一番最高の方おいでになるとですよ、町内で。そこら辺が子育て一生懸命頑張っていられますから、そこら辺も検討の課題かなということと、場合によっては55行政区ありますけども、子供の数も行政区によって、うちの区は、うちの集落はがん子のうかとばいというふうな、そこら辺のお話も区長さんたちからお聞きしますから、その優良表彰集落ということで新年度あたりで賞状かなんかで集落にやる方法もあるんじゃないかということで、内部的に検討をいたしてるところでございます。

○8番（川下武則君）

まことにちょっと言いにくいんですけど、20ページのさっき江口議員さんが言うた特産品の清掃の委託料といいますか、60万円が高いとか安いじゃなくて、まだしおまねきさん自体は休みたいな感じになってるというふうに聞いてますんで、できれば前任者の方が、これ

町がこうやってするんじゃないかと、前任の方がきれいにして返すべきじゃないかなと思うんですけど、そこら辺は、企画課長、どう思いますか。

○企画商工課長（田中久秋君）

お答えします。

当然管理をされていた方がきれいにして退去というか撤退されるのが、当然そういう状況が通常であるかは認識しておりますけれども、多くの負債を抱えられての撤退というふうな状況でございましたので、ある程度の清掃はしていただいておりますけれども、なかなか手の届かない部分等々の汚れ等が目立っておりますので、町のほうで今回予算措置をして清掃をしたいというふうをお願いをしている状況でございます。

以上です。

○8番（川下武則君）

もしよければ前任者の方にいま一度来ていただいて今の状況、冷蔵庫なんか悪臭がしてるということなんで、最低でも後に託す人にそういうことがないようにきちっとしてもらうのが筋じゃないかなと、人間として道徳的な部分からいうてもできる範囲内でこうやって町の予算を委託料として60万円も使うのであれば、前任者の方たちに一回見てもらってきれいにして、できる範囲内で結構なんでやってもらって、それから町のほうができない部分をやると思いますか、掃除ぐらいはある程度できるんじゃないかなと思うんですけど、そこら辺いま一度考えてもらえばと思うんですけど、いかがでしょうか。

○企画商工課長（田中久秋君）

お答えいたします。

先ほども申し上げましたとおり一定の清掃はして退去はされておりましたので、そういう議員さんからの意見もあった旨をもう一度お伝えをして、極力していただくようお願いはしてみたいというふうに考えております。

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決いたします。

議案第75号 平成29年度太良町一般会計補正予算（第4号）について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

起立全員。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第12 議案第76号

○議長（坂口久信君）

日程第12. 議案第76号 平成29年度太良町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決いたします。

議案第76号 平成29年度太良町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

起立全員。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第13 議案第77号

○議長（坂口久信君）

日程第13. 議案第77号 平成29年度太良町漁業集落排水特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決いたします。

議案第77号 平成29年度太良町漁業集落排水特別会計補正予算（第2号）について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

起立全員。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第14 議案第78号

○議長（坂口久信君）

日程第14. 議案第78号 平成29年度太良町簡易水道特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので採決いたします。

議案第78号 平成29年度太良町簡易水道特別会計補正予算（第2号）について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

起立全員。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第15 議案第79号

○議長（坂口久信君）

日程第15. 議案第79号 平成29年度太良町水道事業会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので採決いたします。

議案第79号 平成29年度太良町水道事業会計補正予算（第3号）について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

起立全員。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第16 閉会中の付託事件について

○議長（坂口久信君）

日程第16. 閉会中の付託事件についてを議題といたします。

このたび各常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長からお手元に配付しました別紙付託の申出書のとおり、閉会中もなお継続して調査したい旨の申し出がっております。

お諮りいたします。各委員長からの申し出があったとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

異議なしと認めます。よって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

この際、申し上げます。

今定例会中の質疑、質問、答弁などの発言につきまして、適宜会議録を調査し、不適切な発言があった場合には議長において善処することを承認願います。

お諮りいたします。本会期中に議決されました議決事件の条項、字句、数字、その他の整理を要するものにつきましては、会議規則第43条の規定に基づき、その整理を議長に委任されたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

異議なしと認めます。よって、条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決定いたしました。

重ねてお諮りいたします。今定例会の会議に付された事件は全て議了いたしました。よって、会議規則第7条の規定により本日をもって閉会したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

異議なしと認めます。よって、今定例会は本日をもって閉会することに決定いたしました。

今期定例会は、12月8日開会以来、本日まで8日間にわたり町政当面の諸議案を審議してまいりました。本日で閉会になり、特に緊急案件がない限り、平成29年の納めの町議会となりますので、一言御挨拶を申し上げます。

ことしを振り返ってみますと、第45代アメリカ合衆国大統領にドナルド・トランプ氏が就任し、自国の社会情勢や経済の立て直しを優先し、国際問題等への関与はなるべく控えるとのアメリカ第一主義を唱えることで日本や世界の国々に大きな波紋が広がりました。また、北朝鮮によるミサイル発射実験が3週連続行われるなど、国民生活に多大な不安を与えた一

年でした。国内では7月の九州北部豪雨で福岡、大分の両県で35名ものとうとい命が奪われました。流木被害も過去最大規模と言われ、1,000立方メートル以上もの漂着ごみが太良町にも流れ着きました。近年、予測不能な災害が多発したことで防災に対する意識は向上しているものの、まだまだ訓練等は必要だと感じております。このような中、町長並びに町執行部の皆様には厳しい自治体運営を強いられている中、英知を結集し、また地域住民の皆さんのお声に耳を傾けながら持続した行政を推進するため日夜努力され、町民の福祉と生活の安定のため業務に精励されましたことに対して感謝を申し上げます。また、議員各位には町民の代表として終始極めて熱心に愛町精神を持って本町の発展と町民福祉の向上のために御尽力を賜り心からお礼を申し上げます。どうか皆様方にはくれぐれも健康に十分留意され、健やかな新年を迎えられますようお願いを申し上げまして閉会の御挨拶といたします。

これをもちまして平成29年第5回太良町議会定例会第4回を閉会いたします。

午前11時46分 閉会

以上の会議の次第は、職員の記載したものであるが、その内容の正確であることを証するためここに署名する。

平成 年 月 日

議 長 坂 口 久 信

署名議員 待 永 るい子

署名議員 竹 下 泰 信

署名議員 田 川 浩